

令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー）
業務委託プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー）業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効果的な事業を行うため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するに当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー）業務委託

3 業務の目的

風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境への影響、安全・防災面等に対する地域住民の懸念が顕在化しており、再生可能エネルギー事業と地域との共生を図ることが課題となっている。

今後、再生可能エネルギー事業と地域との共生を図り、再生可能エネルギーの導入を促進するために、再生可能エネルギーと地域共生に関するセミナーを開催し、県民の理解促進を図る。

4 業務の内容

（1）委託業務の内容

仕様書のとおり

（2）履行期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

（3）契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め 5,500,000 円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力及び技術的能力を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

（1）委託業務の実施に関するノウハウを有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する要件に該当しないこと。

（3）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

- (4) 現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく鹿児島県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

6 スケジュール

項 目	日 程
① 公募（実施要領等の公表）	令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 9 日（水）
② 質問の受付	令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 25 日（水）
③ 応募書類の受付	
※ 参加表明書類の受付	令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 2 日（水）
※ 企画提案書類の受付	令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 9 日（水）
④ 企画提案書等説明会	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 16 日（水）
⑤ 企画提案書等審査	令和 7 年 7 月中旬（予定）
⑥ 最優秀提案者の決定	令和 7 年 7 月中旬（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 15 分必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時 15 分が提出期限となるため留意すること。

7 応募に必要な資料

(1) 応募に必要な資料の交付

応募に必要な資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 9 日（水） （土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
② 交付場所	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁 10 階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
③ 交付資料	ア 令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー） 業務委託プロポーザル実施要領 イ 令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー） 業務委託仕様書
④ 交付方法	上記の場所での手交又は鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 (URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/gxtaiouryoku.html)

(2) 参加表明書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年7月2日（水）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参，郵送又は電子メール ただし，郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとし，電子メールで提出した場合は，送信後，電話により受信確認を行うものとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2727（直通） E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書（別紙様式2） イ 参加資格確認申請書（別紙様式3） ウ 業務実績調書（別紙様式4） 過去3年間において，国・地方公共団体等との間で契約・履行した類似業務があれば，主な実績を記載すること。
⑤ 提出部数	1部

(3) 企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は，次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時15分（必着）
② 提出方法	電子メールで提出 ア 参加申込者に対して，企画提案書等のデータをアップロードするURLをメールで送付。 イ 参加申込者は，企画提案書等の提出書類一式をPDFにまとめて，上記アで提示されたURLに1部アップロードする。（アップロード後，電話により受信確認を行うこと。） なお，アップロードする企画提案書等の合計サイズは100メガバイト以下とする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2727（直通） E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案書（別紙様式5） イ 法人等調書（別紙様式6） ウ 事業実施計画書（企画提案）（様式任意） 具体的な企画提案の内容を示すこと。 エ 実施体制（様式任意） 当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名，役職，経験年数，業務分担内容等）を示すこと。 オ 経費積算書（様式任意） 経費の総額及び内訳がわかるものとする。

(4) その他

ア 提出された応募書類について，県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。

イ 提出後における企画提案書類の撤回，内容の修正又は再提出は認めない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

8 質問及び回答

本業務に関する質問については，原則として「令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー）業務委託プロポーザルに係る質問書」（別紙様式 1）を提出するものとする。なお，電話や口頭での質問は受付けない。

（1）提出先等

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時 15 分必着

イ 提出先 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課
エネルギー高度化係（県庁 10 階）
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出方法 電子メール

（電子メール送信後，電話（099-286-2727（直通））により受信確認を行うこと。）

（2）回答

質問に対する回答は，次のとおり行う。

ただし，質問又は回答の内容が，質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては，質問者に対してのみ回答する。

なお，質問者の事業者名は公表しない。

ア 回答方法 鹿児島県のホームページ
（URL：<https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/gxtaiouryoku.html>）
に随時掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については，原則として回答しない。

9 委託予定事業者の選定

（1）選定方法

委託予定事業者は，令和 7 年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー）業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について，令和 7 年 7 月 14 日（月）から 16 日（水）の間において，企画提案書等説明会を実施する。参加申込者は企画提案書等の内容について説明を行うこと。

日時及び場所（現地又はオンライン）については，別途応募者と調整する。

なお，参加事業者が 1 者の場合であっても，選定委員会において企画提案書等の内容の審査を行い，選定の可否を決定する。

（2）審査基準

提出書類等の内容を基に，選定委員会が別表 1 により審査し，本業務委託契約の委託予定業者を選定する。

10 委託予定事業者の選定結果の通知

（1）審査の結果，上限提案価格（5,500,000 円（税込））の範囲内で，総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

（2）選定結果は次のとおり通知する。

① 日時	令和 7 年 7 月中旬（予定）
② 方法	すべての応募者に文書により通知する。

11 公正な公募の確保

（1）応募者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触

する行為を行ってはならない。

- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (3) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成すること。
- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等の内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 提出された企画提案書類は、本件業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (6) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (7) 応募書類の提出期限以降の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (8) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 採用された企画提案書等の使用权は県に帰属する。
- (10) 委託予定事業者の選定結果の通知後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定するものとする。なお、協議の結果、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (11) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県の定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (12) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (13) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対応する。

13 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 連絡先 電話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1（企画提案書審査基準）

評価項目	評価基準内容等	配点
事業の内容，目的に沿った企画案であること	企画内容が事業目的及び趣旨に沿って組み立てられているか	15点
	企画内容は再生可能エネルギーの導入を促進するために，広く県民が再生可能エネルギーに対する理解を深めることにつながる内容となっているか	25点
	企画内容は再生可能エネルギーと地域との共生を含む内容となっているか	25点
実施体制などを含めて，事業遂行が確実なものであること	企画内容，スケジュール等からみて適切に実施することが可能か	10点
	人的体制等の実施体制は，企画内容の遂行に十分なものであるか	10点
必要経費などが適切に計上されていること	各経費の内容は，使途が明確で企画内容に対して適切であるか	10点
総合的な評価	企画全体を通じた総合的な評価	5点
合計		100点